

令和8年

9月1日から
生活道路における
法定速度が
引き下げられます

生活道路の
法定速度は

30
km/h へ

歩行者や自転車の安全を守るため

生活道路の法定速度が **30km/h** に引き下げられます

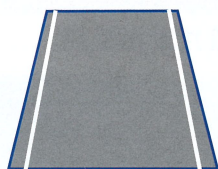
※注意 最高速度を示す標識等は設置されません

※生活道路とは

地域住民の日常生活に利用されるような中央線などが無い道路のことをいいます。

※厚真町内における対象道路の参考例は裏面に記載しています。

中央線などが無い道路



9/1~
30
km/h

速度が下がると
事故のリスクが下がります

自動車と歩行者が衝突した場合、30 km/hを超えたあたりから致死率が急激に高まります。安全な速度で運転しましょう。

こんな道路は

引き続き **60km/h**

- ✓ 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ✓ 道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ✓ 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ✓ 自動車専用道路

※道路標識や道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度になります。

厚真町・厚真町交通安全推進委員会・厚真町交通安全協会
苫小牧警察署厚真駐在所・上厚真駐在所

厚真町内における「法定速度引き下げ対象道路」の参考例

※原則、公道となっている「中央線などが無い道路（農道・林道を含む）」は全て対象となります。なお、最高速度を示す標識等は設置されません。



富里・幌内地区／町道幌内左岸線



富里・高丘地区／一般道道夕張厚真線



本郷地区／町道本郷西線



京町地区／町道京町1号線



新町地区／町道新町ふれあい通り1号線



共栄地区／町道共栄川手線



フォーラムビレッジ地区／地区内の全ての道路
※これまで中央線のあった道路については、
中央線の削除等により対象となります。



上厚真・共和地区／町道共和上厚真線

【お問い合わせ】

厚真町交通安全推進委員会事務局(役場 住民課内) 電話 0145-26-7871 FAX 0145-26-7733